

浄化槽設置工事基準書

(個人設置型)

令和5年4月

横手市上下水道部

【1】目的

この基準書は、浄化槽設置整備事業および浄化槽市町村整備推進事業に係わる浄化槽の適切な工事を確保するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第3号の規定による浄化槽工事の技術上の基準書及び環境省通知等に基づき、浄化槽工事を行う際や、行政機関が施工状況を審査する際に留意すべき事項を定め、同事業の円滑な推進を図るため策定したものである。

【2】一般事項

1. 浄化槽法第29条に基づき浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うとき、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する工事業者が自ら実地に監督しなければならない。
 2. 浄化槽設置工事に関しては、次のような事項について施主に十分説明し、施主の承認と協力を得て設計・施工に入らなければならない。
 - ・ 浄化槽工事について（配置・工事費用等）
 - ・ 完了までの予定工期について
 - ・ 周囲への配慮について
 - ・ 放流先について
 - ・ 浄化槽（本体及びフロア）のしくみについて
 - ・ 維持管理及び法定検査（法第7条、11条）について
 - ・ その他
- ※ 浄化槽管理者はあくまでも申請者であることを認識する。

【3】土工

1. 掘削
 - ① 掘削場所は、周辺の建物への影響を考え決定すること。
 - ② 掘削幅は、底版スラブの外形より概ね500mm以上大きく掘削しなければならない。
 - ③ 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、関係法令等に従い、土砂が崩壊しないよう適切な法をつけるか、または土留めを行うこと。
ただし、家屋に隣接している場合等は土留めでの施工とし、隙間のないように設置すること。
 - ④ 土砂の運搬によるこぼれ・飛散あるいは排水による泥土の流出防止に努め、必要に応じて散水や清掃を行うこと。
 2. 埋戻
 - ① 埋戻しの前に、必ず流入側から浄化槽本体の規定水位まで水張りをを行うこと。
 - ② 埋戻し材は、山砂および砕砂を使用し十分な締固めを行うこと。
ただし、発生土による埋戻しは認めない。
 - ③ 埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木屑等を撤去し、一層仕上げ厚300mm以下で周辺を均等に転圧・水締めを行うこと。
- ※ 施工場所により上記方法が困難な場合は、別途協議とする。

【4】基礎工

基礎工事は、浄化槽の水平確保及び不等沈下を防止する上できわめて重要であるため、十分に配慮すること。

- ① 普通地盤の場合は碎石基礎とし、軟弱地盤の場合は栗石碎石とする。敷厚はともに150mmとする。
ただし、栗石基礎の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。
 - ② 底版スラブは、鉄筋コンクリートとする。
(呼び強度21N/mm²、スランブ8cm、最大骨材寸法25mm、最大水セメント比55%)
 - ③ 底版スラブを打設する時は、必ず適切な型枠を講じること。
 - ④ 底版スラブ厚は150mmとする。
 - ⑤ 掘削地盤が岩盤の場合、岩盤が基礎(直接基礎)となるため、均しコンクリート50mm以上で高さ調整する。(呼び強度18N/mm²、スランブ8cm、最大骨材寸法40mm、最大水セメント比65%)
 - ⑥ ポンプ槽を設置する場合の基礎及び底版スラブ工の施工について
 - イ. 浄化槽本体とポンプ槽が離れている場合
全ての工事過程において浄化槽本体工事に準じること。
 - ロ. 浄化槽本体とポンプ槽が同一掘削範囲内の場合
全ての工事過程において浄化槽本体工事に準じ、基礎及び底版スラブについては浄化槽本体と同一成型とすること。
- ※ 底版スラブは十分な養生を行い、浄化槽を設置すること。
※ 底版スラブは高炉セメント(B種)とする。

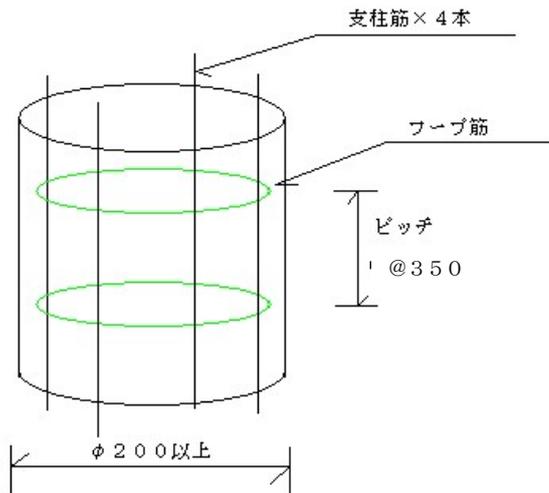
《 既製底版コンクリートの使用 》

既製底版コンクリート(PC底版)を使用する場合は、市との事前協議を必要とする。また、PC底版は現場打ち基礎と同等以上の強度を有し、支柱鉄筋を結束することができる構造のものに限り使用可能とする。なお、申請時に保証書、JIS規格適合認証書(セメント試験成績表・骨材試験成績表・鋼材検査証明書・製品配筋図・試験荷重計算書を含む。)、出荷証明書または納品書等を提出し、実績報告時にPC底版全体の寸法・厚さが確認できる写真、設置後に水平がとれていることが確認できる写真を提出すること。

- ① 使用するPC底版は、あらかじめ工場で製作し養生を終えた鉄筋コンクリートとする。
- ② PC底版に使用する鉄筋はSD295A-D10とし、配筋ピッチは200mm以内とする。
- ③ コンクリート厚は100mm以上とする。
- ④ 基礎地業の基準は現場打ちの場合に準ずるが、PC底版の据え付け前に空練りモルタル材を敷き均し、水平出しを行うこと。
- ⑤ クレーンによりPC底版の据え付けを行うこと。
- ⑥ 水平確認、流入口・放流口等のレベル確認を十分に実施すること。
- ⑦ その他メーカーの施工要領等の指示に従って施工すること。

【5】 不等沈下防止のための配筋工および支柱工

- ① 底版スラブ及び上版スラブはSD 295 A-D 10（シングル）を使用し、配筋ピッチは200mm以内とすること。
- ② 支柱に使用する支柱筋はSD 295 A-D 13で4本を使用すること。
- ③ フープ筋はSD 295 A-D 10を使用し、ピッチは350mmとすること。
- ④ 鉄筋の継手長さは、40D以上とすること。
- ⑤ 支柱は、内径200mm以上の円形型枠（ボイド管等）を使用すること。
- ⑥ 支柱の本数は、4本以上とすること。



- ⑦ 上部に車両等の荷重がかかる場合は別途協議とする。
- ⑧ 全国合併処理浄化槽普及促進協議会又は（財）日本建築センターが認める支柱工事を省略できる浄化槽を使用する場合であっても、必ず支柱を設置すること。
- ⑨ 鉄筋には必ずスペーサーを設置すること。ただし、モルタル製のスペーサーは使用しない。

【6】 上版スラブ工

- ① 上版スラブの配筋については、底版スラブに準じる。
- ② 開口部補強筋はSD 295 A-D 10を使用すること。
- ③ 上版スラブ打設については、底版スラブに準じる。
- ④ 上版スラブは金ゴテ仕上げとし、水切り勾配をつける。

【7】浄化槽の搬入・据付け

- ① 搬入車からはクレーンによる荷下しとし、落下させないように十分に注意すること。
- ② 流入口、放流口等のレベル確認を十分に実施すること。
- ③ 水張りにより浄化槽本体を安定させ、破損および水漏れ等を確認すること。
- ④ ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。
- ⑤ 薬剤筒の有無・傾きを確認すること。
- ⑥ 槽内を満水にし、放流口から均等に水が流れるよう調整する。
- ⑦ 浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えぬよう保護マットや枕木等を敷くこと。

※ 浮上防止対策

地下水位が高い場合、浮上防止ベルト等の浮上防止対策を必ず実施すること。

※ 偏土圧や偏水圧による浄化槽の傾き防止対策

浄化槽と基礎を一体構造物とし、基礎の根巻き等の対策を講じなければならない。

【8】マンホールの嵩上げ

- ① 嵩上げ材料は、純正アジャスターを使用すること。
- ② 嵩上げ高さは300mmを上限とし、それ以上はピット構造とすること。
- ③ ピット構造については、「小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説」に準じること。

【9】ブロワー工

ブロワーの据付位置は、次の点に留意し設置者と協議して選定すること。

- ① 送気管の距離ができるだけ短い場所を選定し、配管長さは10m以内で曲がりは最低限度にとどめ、規定の送風量が確保できるものとする。
- ② 直射日光及び風雨が当たりにくく、湿気が少なく風通しの良い場所とする。
- ③ 保守点検が容易な場所に設置すること。
- ④ 電源コンセントは、防水型とすること。
- ⑤ 運転音及び振動を考慮し、寝室・居間からできるだけ離れた位置とすること。
- ⑥ ブロワーの基礎は地盤より100mm以上高くし、ブロワー本体の外寸より5cm以上大きくし、コンクリート造りとする。
- ⑦ 接地工事（アース）が必要なものは必ず施工すること。
- ⑧ ブロワーの移動を制御するためのタイマー等が布設されているものについては、その制御装置の作動状況を確認すること。
- ⑨ ブロワーには、点検の妨げや熱がこもるような構造物を設置しないこと。
- ⑩ 冬期間雪にさらされる場合は、雪などを防ぐよう対処すること。

【10】配管工

- ① 横手市排水設備工事に係る設置指針および排水設備の設置指針—最新版（日本下水道協会秋田県支部）—に準じるものとする。
- ② 雨水管の接続は認めない。
- ③ 浄化槽放流管は放流先の水路との水位差が適切に保たれているか（雨天時の高水位等）を確認し、逆流すると判断される場合は放流ポンプ槽を設置する等の措置を講じること。
- ④ 浄化槽本体の流入・放流部に柵を設置すること。

【11】ポンプ設備設置工

放流ポンプ槽を設置する場合、十分な有効容量を有するものとする。

- ① ポンプ柵の基礎を十分にし、変形・漏水の有無を確認すること。
- ② ポンプは故障時を考慮し、予備を含め2台交互運転とすること。
- ③ ポンプの固定を確認し、位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げないかを確認すること。

【12】放流先

施工前に次の点に留意し設置者と協議して選定すること。

- ① 豪雨時に達する水位（最高水位）を確認しておく。
- ② 放流管は①以上とする。出来ない場合は、逆流防止の措置を講ずるようにする。

【13】提出写真について

- ① 原則として同一方向から撮り、別紙「工事写真帳」に貼り提出すること。
- ② 着工前・本体確認・竣工写真には浄化槽設備士が必ず入らなければならない。

【14】完了確認

- ① 実績報告書提出後、上下水道部下水道課の検査を速やかに受けなければならない。
- ② 現場確認において、施工業者（浄化槽設備士）は立会いしなければならない。
- ③ 流入管、放流管は管内目視、水流状況および放流口の施工状況確認を検査とする。
- ④ 指摘箇所は速やかに改善し、再検査を受けなければならない。

【15】既存単独処理浄化槽若しくは汲取り便槽の撤去

- ① 単独処理浄化槽等の最終清掃を行い、消毒及び汚泥処理を適切に行うこと。
- ② 掘り起こした単独処理浄化槽等は、法令に基づき適正に処分すること。

【16】その他

この基準書は、原則として10人槽までを適用とし、それ以上の規模または上記以外の疑義については、横手市上下水道部下水道課と十分協議のうえ施工すること。

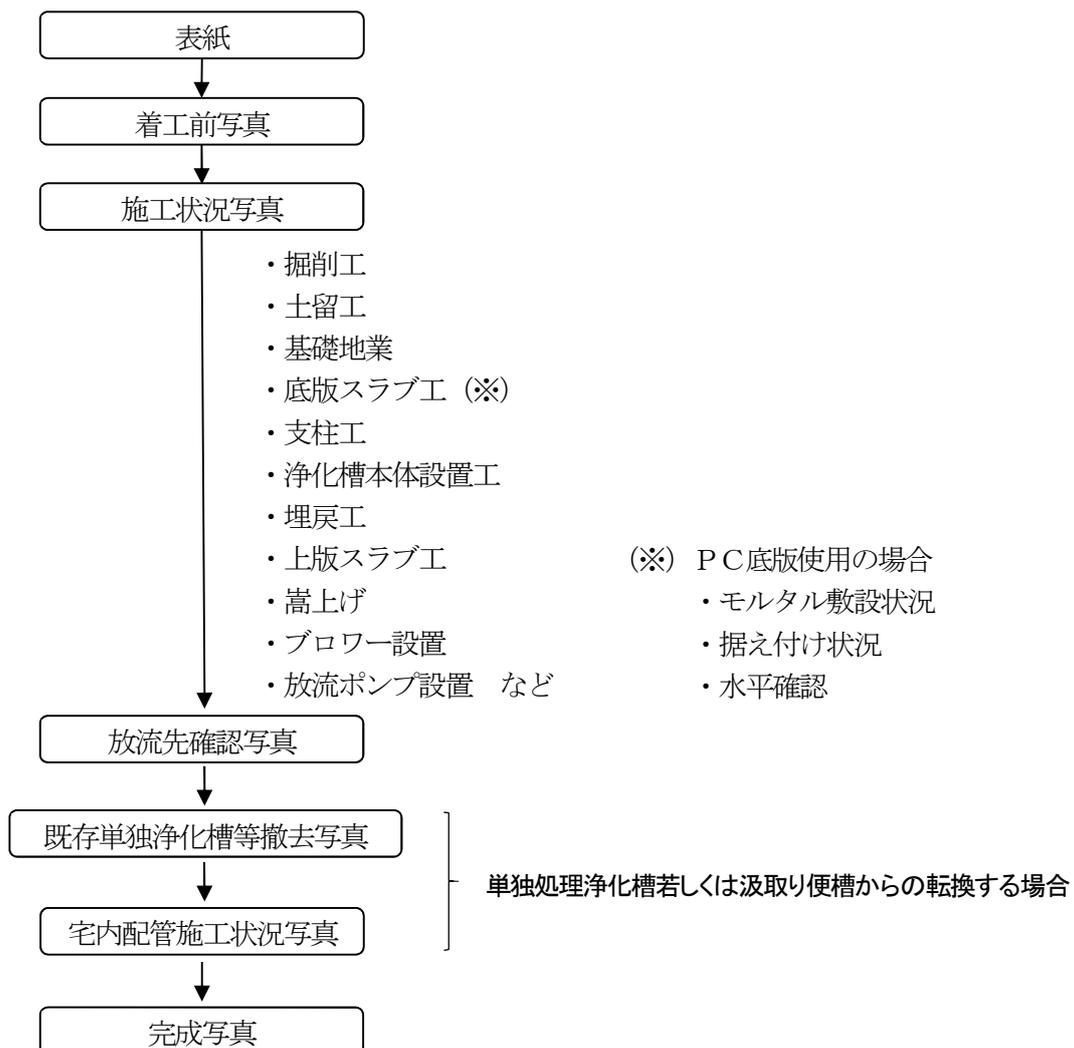
工事写真管理

○ 工事写真の分類

1. 着手前および完成写真
2. 施工状況写真
3. 使用資材・機械写真（本体・ブロワー・放流ポンプ等）
4. 出来形管理写真
5. 既存単独処理浄化槽等撤去写真（着手前・清掃・消毒・汚泥処理・撤去した槽）
6. 宅内配管工事写真（配管布設着手前・施工中・施工後）
7. 災害写真
8. その他

○ 工事写真の整理方法

工事の流れが分かるように整理すること。



工事写真帳

工事番号 _____ 年度 _____ 第 _____ 号

工事名 ○○宅 合併処理浄化槽設置工事

工事場所 横手市山内土渕字二瀬 8 - 4

工期 着工 令和○○年○○月○○日

竣工 令和○○年○○月○○日

工事施工業者 株式会社 △△△設備工業

写真

○着工前

- ・浄化槽設備士が標識板を掲げ、テープ等で設置予定箇所を示し撮影する。(※1)

写真

○掘削状況

- ・法面、または土留めが分かるよう撮影する。

写真

○掘削完了 (※3)

L=○,○○○mm

W=○,○○○mm

写真

○基礎地業

- ・転圧作業状況を撮影すること。

写真

○基礎碎石出来形 (※3)

厚さ確認

t = ○○mm

写真

○底版スラブ型枠・配筋状況 (※3)

L = ○, ○○○mm

W = ○, ○○○mm

鉄筋 D-○○ @○○

- ・スペーサーを設置する。

写真

○底版スラブ打設状況

- ・打設作業状況を撮影する。
(パイプレーター使用状況等)
- ・コンクリート打設状況 (バケット等) を撮影する。

写真

○底版スラブ出来形 (※3)

出来形検測

L = 〇, 〇〇〇mm

W = 〇, 〇〇〇mm

t = 〇〇mm

- ・厚さはスラブ横型枠を撤去した部分で撮影する。

写真

○支柱筋設置状況 (※3)

支柱筋 D-〇〇 × 4本

フープ筋 D-〇〇 @〇〇

- ・スペーサーを設置する。

写真

○浄化槽本体確認

型 式 △△△製 AAA-○型
製造番号 □□□□□□

- ・浄化槽本体を埋設前に撮影する。
- ・型式、製造番号が表示された箇所を撮影する。
- ・浄化槽設備士が標識板と共に写真に入る。(※1)

写真

○本体据付・水平確認

- ・浄化槽本体据付後を撮影する。
- ・水張り状況、水平器のアップを撮影する。

写真

○埋め戻し状況 (※3)

- ・厚さ300mm毎に転圧・水締め状況を撮影する。
- ・本体やボイド管の見えやすい箇所に300mm毎の目印を表示し、スタッフスケール等を当てて撮影する。

<p>写真</p>	<p>○上版スラブ型枠・配筋状況 (※3)</p> <p>・底版スラブと同様</p>
<p>写真</p>	<p>○上版スラブ打設状況</p> <p>・底版スラブと同様</p>
<p>写真</p>	<p>○上版スラブ出来形 (※3)</p> <p>・底版スラブと同様</p>

<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #4F81BD;">写真</p>	<p>○嵩上げ確認 (※3)</p> <p>H=○○mm ※300mm以下</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #4F81BD;">写真</p>	<p>○浄化槽工事完了</p> <p>・浄化槽設備士が標識板と共に写真に入る。(※1)</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #4F81BD;">写真</p>	<p>○ブロワー設置状況</p> <p>型 式 ○○○○○○ 製造番号 □□□□□□</p> <p>・型式、製造番号が表示された箇所を撮影する。</p>

<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #4F81BD;">写真</p>	<p>○放流ポンプ設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ設置後の完成写真を撮影する。
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #4F81BD;">写真</p>	<p>○放流先の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流先の状況を撮影する。

- ※1 浄化槽法第30条の規定により浄化槽工事業者は省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。(氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、登録番号及び登録年月日、浄化槽設備士の氏名 浄化槽工事業者に係る登録等に係る省令)
- ※2 全ての写真において、全景及び工事看板の接写をすること(記載文字がわかれば不要)。
- ※3 出来形検測写真については、スケール、リボン等にて計測している写真であること。

《 既製底版コンクリートを使用する場合 》

<p>写真</p>	<p>○モルタル敷設状況</p> <ul style="list-style-type: none">・打設作業状況、出来形を撮影する。
<p>写真</p>	<p>○据え付け状況 (※3)</p> <ul style="list-style-type: none">・クレーンによる据え付け状況を撮影する。・据え付け後を撮影する。 <p>検測 L = 〇, 〇〇〇mm W = 〇, 〇〇〇mm t = 〇〇mm</p>
<p>写真</p>	<p>○水平確認</p> <ul style="list-style-type: none">・中心及び四角で水平器のアップを撮影する。・製品に製造番号等の印字があれば、その箇所のアップを撮影する。

※「基礎砕石出来形」まで、及び「支柱筋設置状況」以降は現場打ちと同様とする。

《 既存単独処理浄化槽等を撤去する場合 》

<p>写真</p>	<p>○着手前の状況</p>
<p>写真</p>	<p>○清掃状況</p> <ul style="list-style-type: none">・汲取り作用中の写真
<p>写真</p>	<p>○消毒及び汚泥の処理状況</p>

写真

○撤去した単独処理浄化槽等の状況

写真

○撤去場所の埋め戻し前の状況が確認
でき、完全に除去したことが確認で
きる写真

(住宅と一体として設置された汲取り便槽は、外壁
の外側部分を完全に除去したことが分かる写真)

《 配管費補助金を申請する場合 》

<p>写真</p>	<p>○着工前</p> <ul style="list-style-type: none">・配管布設工事前の全景が写真が分かる写真
<p>写真</p>	<p>○施工中</p> <ul style="list-style-type: none">・配管を接続し配管状況が分かる写真 (土砂等を被せる前)
<p>写真</p>	<p>○施工後</p> <ul style="list-style-type: none">・配管布設後、完了した状況が分かる写真 (配管系統図のと通りの配管・柵の状況が確認できる写真)

※起点から放流管まで、1枚に収まらない場合は位置が分かるよう複数枚の写真を撮影すること。